

府 子 第 1 0 0 号
平成 26 年 3 月 19 日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備担当）
（公印省略）

青少年環境整備に係る事業等に関する情報の内閣府ホームページへの掲載等について（依頼）

平素より非行や犯罪被害に陥った子どもの支援を始め、青少年の環境整備につき格別の御尽力を賜り、御礼申し上げます。

当府では、地方公共団体との緊密な連携・協力を図るため、ホームページを設置して、青少年の環境整備等に係る情報を配信しており、その中で、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る地域一体となった青少年の非行防止等の各種取組を取りまとめて紹介するなど、地方公共団体の取組等も紹介させていただいております。

しかしながら、無線 LAN 回線やアプリケーションソフトの利用が可能なスマートフォンを始めとするインターネット接続機器が急速に普及する一方で、無料通話アプリや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディアの利用が青少年に急速に広まる等、青少年を取り巻く環境が急速に変化していることから、地域の情勢・特性に応じ、非行や犯罪被害等に子ども・若者が陥らないよう、また、これらに陥った子ども・若者に対する適切な支援等を行うための取組が適切に促進されるよう、国・地方公共団体等における連携・情報共有等を更に充実して参りたいと考えております。

そこで、当府と致しましては、各地方公共団体等において、地域の情勢・特性を踏まえて実施されている先進的・効果的な施策事業等の取組や、公表されている各種ガイドライン、リーフレット等の普及啓発資料等についての情報を集約し、当府ホームページ内において一覧性の高い形で掲載して参りたいと考えております。

つきましては、当府ホームページに掲載等いただける情報として、これらの事業等が掲載されたホームページの URL や、作成・公表された普及啓発資料等に係る PDF ファイルの集約に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 情報共有の方法

別添1「「青少年環境整備に係る事業等一覧表」の入力要領」に従い、別添2「青少年環境整備に係る事業等一覧表」に御入力いただき、下記担当宛に御提供願います。御提供いただいた情報等は、当府において取りまとめ、当府ホームページ等を活用して、情報の共有化の促進を図ります。

また、これらのホームページに掲載する情報につきましては、一定期間毎に、関係する地方公共団体等に確認させていただいた上で更新等して参りますが、今後、各地方公共団体等において、平成26年度に新たに実施される施策事業等の取組等や普及啓発資料等に係る情報につきましても、随時、掲載して参りたいと考えておりますので、事業等の公表・情報発信等に際しては、是非、当府まで積極的に御連絡いただきますよう御願ひ致します。

2 提出期限

現時点（平成26年3月19日現在）において公表・実施等されている事業等や普及啓発資料等につきましては、可能な限り速やかに取りまとめて掲載致したいと考えておりますので、平成26年4月28日（月）までに御提出いただきますよう御願ひ致します。

3 提出先

下記担当者宛てに電子メールで御提出願います。

4 その他

(1) 基本的に、現時点において各地方公共団体等において実施・公表等されている青少年の非行・犯罪被害防止や、青少年の安全・安心なインターネットの利用環境の整備等を始めとする、青少年の健全育成を図るための環境整備等に係る事業を対象としておりますが、青少年の環境整備に係る取組等については、保護者の子育てのライフサイクルを踏まえた、家庭における節度ある生活習慣の形成・規範意識の醸成等、地域における子育て・家庭教育等に係る施策との連携等の重要性が指摘されており、今後、地域における多機関連携・部局横断的な取組等が一層重要になりますので、関係する施策事業等の取組等や普及啓発資料等（マニュアル・冊子・リーフレット・ガイドライン等）については、積極的に対象としていただきますよう御願ひ申し上げます。

(2) これらの事業等につきましては、知事部局の青少年行政担当部局が主体となって実施したもののみならず、教育委員会・都道府県警察等の部局等が主体として実施した事業等や実行委員会等を設けて実施した部局横断的な事業等につきましても幅広く掲載したいと考えております。

また、各地方公共団体等において、全国知事会における先進政策バンク (<http://www.seisaku.nga.gr.jp/>) 等に既に公表・掲載されておられる事業等につきましても幅広く掲載したいと考えておりますので、是非、積極的に御検討・御紹介いただきますよう御願ひ致します。

さらに、平成 26 年度の予算事業等、今後、各地方公共団体等において新たに実施されます施策事業等の取組や普及啓発資料等に係る情報につきましても、上記のとおり随時、これらの情報を掲載して参りたいと考えておりますので、施策事業等の公表・情報発信等に際しましては、是非、当府まで積極的に御連絡を御願ひ致します。

- (3) 当府における事務手続の関係上、当面の間は、主として都道府県・政令指定都市において実施されている施策事業等の取組等を掲載しながら、随時、情報共有の在り方・内容等の充実・改善等を図って参りたいと考えておりますが、管下市町村等において、先駆的な多機関連携に係る取組等や部局横断的な取組等が実施・公表等されている場合や、今後、これらの取組等が施策事業として予定されている場合等、積極的に情報発信を図るべき事業等につきましては、前広に御教示・御紹介いただきますよう御願ひ申し上げます。

なお、先日報告していただいた「平成 25 年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組結果等に係るホームページ掲載状況等調査」の対象事業等や平成 26 年度の同強調月間における月間事業等として取組等が予定されているものにつきましても、上記趣旨に合致する事業等につきましては、対象になり得ますので、積極的に御連絡を御願ひ致します。

当府と致しましても、情報共有いただきたい先駆的な取組等を主体的に実施しておられる地方公共団体等に対して、随時、これらの事業等に係る情報共有等につき、御願ひして参りたいと考えております。

- (4) インターネット上の有害情報から青少年を保護するための都道府県の取組につきましては、「平成 25 年度「地方青少年育成行政の現況調査」について（依頼）」（平成 25 年 12 月 13 日府子第 642 号）に基づき、既に取組等につき、一部御報告をいただいているところでありますが、都道府県・政令指定都市において実施されている上記趣旨に合致する当該分野に係る取組等につきましては、既に御報告いただいているものを含め、前広に情報共有の対象として御検討いただきますよう御願ひ申し上げます。

(担当)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備担当 丹羽
住所:〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL:03-3581-0439(直通) FAX:03-3581-0992
E-mail: takahiko.niwa@cao.go.jp